

健康増進計画第3次 はっぴい室蘭 21 (素案 概要版)

1 計画について

本市では、一次予防を重視した市民の健康づくり運動として平成17年度に「健康増進計画はっぴい室蘭21」を、平成27年度に第2次計画を策定し、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが健康で心豊かな生活が送れるよう、さまざまな施策を展開してきました。

この度、これまでの取り組みから課題を整理し、今後12年間に取り組むべき目標を定めた新たな計画として「健康増進計画第3次はっぴい室蘭21」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は「第6次室蘭市総合計画」の健康づくりに関連する個別計画のひとつとして位置付け、推進にあたっては本市の各計画と整合性（連携・調和）を図ります。

なお、本計画は市民の総合的な健康づくりを推進するため、「母子保健計画」「食育推進基本計画」「がん対策行動計画（がん対策推進条例）」「自殺対策計画」を包含しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、国の計画時期に倣い、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度の12年間とします。また、今後の国や北海道の動向、取り組みの進捗状況、他の関連する計画との整合性等を踏まえながら、柔軟に見直しを行うものとします。

4 基本理念と最終目標

本計画は、「第6次室蘭市総合計画」を踏まえ、前回計画に引き続き、「すこやかに心豊かに生活できる街 むろらん」を基本理念とし、「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」「すこやかに産み育てる」を最終目標に、今後の本市における健康づくり施策を推進していきます。

【基本理念】

すこやかに心豊かに生活できる街 むろらん

最終目標

健康寿命の延伸

健康格差の縮小

すこやかに産み育てる

5 取り組みの方向性と施策

本計画では最終目標を実現するため、5つの基本方針に沿って、取り組みの方向性を10分野設定します。また、それぞれの分野において健康増進の取り組みを効果的に推進するため、健康づくりにかかる現状及び課題を踏まえ、12年間を目途とした目指す姿および指標を設定します（詳細は素案の第5章参照）。

5つの基本方針	分野	取り組みの方向性
1 生活習慣病の予防に重点を置いた健康づくり	1 健康診査	健康診査等を活用し、健康管理をすすめます
2 生涯を通じた健康づくり	2 がん	総合的にがん対策を推進します (がん対策行動計画)
3 みんなで支え合うこころの健康づくり	3 身体活動・運動	身体活動・運動の習慣化をすすめます
4 健康を支援する環境づくり	4 栄養・食生活	健康的な食生活を実践できる食育を推進します (食育推進基本計画)
5 妊産婦や子どもを支え見守る環境づくり	5 休養・こころの健康	こころの健康を大切にします (自殺対策計画)
	6 飲酒	飲酒による健康被害を減らします
	7 喫煙	たばこによる害を減らします
	8 歯・口腔機能	歯・口腔機能の健康をめざします
	9 女性	女性のライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを推進します
	10 妊産婦・子ども	妊産婦の健康・子どものすこやかな成長を支えます

